

税 額 控 除 に 係 る 証 明 書 に つ い て

当財団は、道民の皆様方からの貴重な浄財を頂き、北海道において、臓器機能障害のある人達が移植医療により、その機能を回復し、健康な生活が送れるようにするため、移植医療についての知識の普及啓発活動を行い、もって、北海道民の健康と福祉の向上に寄与する事を目的とし活動を続けてまいりました。

ご寄付或いは賛助会員会費を納入して頂いた方には、平成26年4月9日より、「税額控除制度」が適用されることになりました。

「移植医療の推進」という私たちの公益目的事業にご賛同頂き、活動資金へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

例年の確定申告の際には、当財団への「振込金受入票」（金融機関領収済）又は「寄付金額収書」（当財団発行）と「税額控除に係る証明書」の添付が必要となります。

以上

－ 記 －

区分	対 象	控 除 額
寄付金控除 (所得控除)	国内在住の方	次の数式により算出された額が「寄付金控除」として所得から控除されます。 寄付金（会費含）合計額－2,000円 *（年間所得の40%に相当する額が限度）
寄付金控除 (税額控除)	国内在住の方	(寄付金（会費含）合計額－2,000円)×40%＝控除額 * 寄付金額（会費含）が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が「寄付金控除額」となります。 * 控除額は100円未満の端数は切り捨てとなり、また、所得税の25%が限度となります。
個人 住民税	道内在住の方	個人住民税について、道又は市町村が条例により指定した寄付金（公益法人に対する寄付金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます。（地方税法第37条の2） * 道の条例指定・・・(寄付金額－2,000円)×4% * 市町村の条例指定・・・(寄付金額－2,000円)×6% * 重複指定有れば、(寄付金額－2,000円)×10%
法人に対する税制優遇		法人税については、寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。 この時、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。 (法人税法第37条)

(注) 在住地は寄付をされた翌年1月1日時点での住所となります。

(注) 寄付金控除の所得控除と税額控除については、どちらか選択適用になりますので、ご注意ください。